

## 徳島県規則第三十九号

災害救助法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和五年十月十七日

徳島県知事 後藤田 正 純

災害救助法施行細則の一部を改正する規則

災害救助法施行細則（昭和三十八年徳島県規則第三十七号）の一部を次のように改正する。

別表第一の六を次のように改める。

六 被災した住宅の応急修理

1 住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理

(一) 住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理は、災害のため住家が半壊、半焼又はこれらに準ずる程度の損傷を受け、雨水の浸入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある者に対して行うものとする。

(二) 住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理は、当該修理が必要な部分に対し、合成樹脂シート、ロープ、土のう等を用いて行うものとし、その修理のために支出する費用は、一世帯当たり五万円以内とする。

(三) 住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理は、災害発生の日から十日以内に完了するものとする。

2 日常生活に必要な最小限度の部分の修理

(一) 日常生活に必要な最小限度の部分の修理は、災害のため住家が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者に対して行うものとする。

(二) 日常生活に必要な最小限度の部分の修理は、居室、炊事場、便所等に対し、現物をもつて行うものとし、その修理のために支出する費用は、一世帯当たり次に掲げる額以内とする。

(1) (2)に掲げる世帯以外の世帯 七十万六千円

(2) 半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯 三十四万三千円

(三) 日常生活に必要な最小限度の部分の修理は、災害発生の日から三月以内（災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第二十三条の三第一項に規定する特定災害対策本部、同法第二十四条第一項に規定する非常災害対策本部又は同法第二十八条の二第一項に規定する緊急災害対策本部が設置された災害にあつては、六月以内）に完了するものとする。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 改正後の別表第一の規定は、令和五年四月一日から適用する。